

令和2年4月1日

## 令和2年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立神宝小学校  
校長 大野 寿久

### 第1 はじめに

#### 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子供たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性でなく継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題の取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

##### (1) いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものも含む）」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

これらの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

##### 《参考》

文部科学省では、（従来）「自分より弱い立場の者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に（上記のように）見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・心理的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位ー劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

##### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

※ スマートフォンなどを使って、同級生グループなど閉じた集団の中で濃密な関係を形成している。近年、インターネットなどによる閉じた集団内におけるいじめが増加している状況にある。いじめが、子供たちを取り巻くこうした状況の中で生じていることに留意して、指導に当たることも必要である。

### 第2 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、その学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。子供たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

## 1 子供たちや学級の様子を知るためには

### (1) 教職員の気付きが基本

子供たちや学級の様子を知るためにには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子供たちと場を共にすることが必要である。その中で、子供たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

### (2) 実態把握の方法

子供たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、子供たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子供たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効であるため、実際に毎学期、いじめ調査を実施する。また、配慮を要する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間での適切で確実な引き継ぎを行う必要がある。

## 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子供たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

子供たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子供たちにとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子供たちに対して愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を開拓することが、子供たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

### (1) 子供たちのまなざしと信頼

子供たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子供たちを傷付け、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子供たちのよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

### (2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

暖かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

### (3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子供たちを成長させる。また、教職員の子供たちへの温かい声掛けが、「認められた」と自己肯定感につながり、子供たちは大きく変化するものである。

## 第3 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と子供たちとの信頼関係の構築を努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。そのため、日常の学級指導の充実による信頼をベースに、常に児童が相談できる雰囲気と体制をとることが重要であり、学期一回のアンケートを実施する。

また、子供たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

## 1 教職員のいじめに気付く力を高めるためには

### (1) 子供たちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子供たちの言葉をきちんと受け止め、子供たちの立場に立ち、子供たちを守るという姿勢が大切である。

### (2) 子供たちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気付き、子供たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、子供たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

### (2) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、いじめられた児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

#### 《分類》

#### 《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした態度が必要
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・・・・・暴行、傷害
- ⑤ 金品をたかられる・・・・・・・・・・・・・・・・恐喝
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗、器物破損
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・・・強要、強制わいせつ
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる・・・・・・・名誉毀損、侮辱

### (3) いじめが見えにくいのは

#### ①いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

ア 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。

イ 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間のような形態がある。《カモフラージュ》

#### ②いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童には、

ア 親に心配をかけたくない。

イ いじめられる自分はダメな人間だ。

ウ 訴えても大人は信用できない。

エ 訴えたらその仕返しが怖い。

などといった心理が働くものである。

#### ③ネット上でのいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があってもみようとしてない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼しておく必要がある。

### (4) 早期発見のための手立て

- ① 日々の観察
- ② 観察の視点（集団を見る視点が必要）
- ③ 日記の活用（コメントのやり取りから生まれる信頼関係）
- ④ 教育相談（学校カウンセリング）・・・気軽に相談できる雰囲気づくり）

スクールカウンセラーによる5年生全員を対象とした個別面接の実施

- ⑤ いじめ実態調査アンケート（実施時の配慮が必要）・・・アンケートはあくまで発見の手立ての一つであるという認識も必要
- ⑥ 情報の共有と教育委員会への報告

（5）発見しやすい環境づくりを進めるためには

- ①本人からの訴えには

ア 心身の安全を保証する

日ごろから「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えなければならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

イ 事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聽取だけにならないように注意する。

- ②周りの児童からの訴えには

ア いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子供たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

イ 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

- ③保護者からの訴えには

ア 保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校へ連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築くことが大切である。

イ 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者との信頼関係築くチャンスである。日ごろから児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

ウ 児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分理解して接することが大切である。

#### 第4 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

#### 第5 基本的な方針

全教職員が共働・共済し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

##### 1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 副校長及び主幹教諭、主任教諭を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成させる。また、各学期に1回は、外部専門家に組織の一員として参加していただき、助言を得る。

ア いじめ対策委員会において、児童や保護者アンケートを作成し、分析させいじめの早期発見・早期対応を図らせる。

- ② 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（S C）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

- ア 好ましい人間関係の構築を図ると共に、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援教育コーディネーターを中心に、SCと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ 年3回以上の研修を行い、いじめ防止についての正しい知識を学ぶ機会を設定する。
- ア 各学期にそれぞれの分野の専門家を招聘し、講演等を行い、いじめ防止に役立つ研修を行う。
- ④ 児童会を中心に児童が主体的となってルール作り等を作成させ、いじめの防止に努める。
- ア 児童フォーラムや児童憲章の作成、児童会によるキャンペーン等を実践させ、望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校としての取組
- ア 児童と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、児童のよさや個性を伸ばす努力をする共に、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
- イ 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、悔らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導させる。
- ウ キャリア教育を組織的・系統的に行うと共に、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等の育成を図る。
- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
- ア 保護者会、地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解・協力していただき、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑦ 教職員、児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。
- 2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）
- ① いじめられた児童への対応
- ア 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任を中心とした特別委員会を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ いじめられた児童を守るために全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、児童に安心感をもたせる。
- ク 市教育委員会に事実関係を報告する。
- ケ 繼続指導・・・「いじめの指導状況管理一覧」シートを活用した、記録等に基づくきめ細やかな指導と継続的な対応による再発防止
- ② いじめた児童への対応
- ア 事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- ③ 学校としての取組
- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地

域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

### 3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

#### ①重大事態とは

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 児童に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 児童が身体に重大な障害をあった場合
- エ 児童が金銭を奪い取られた場合

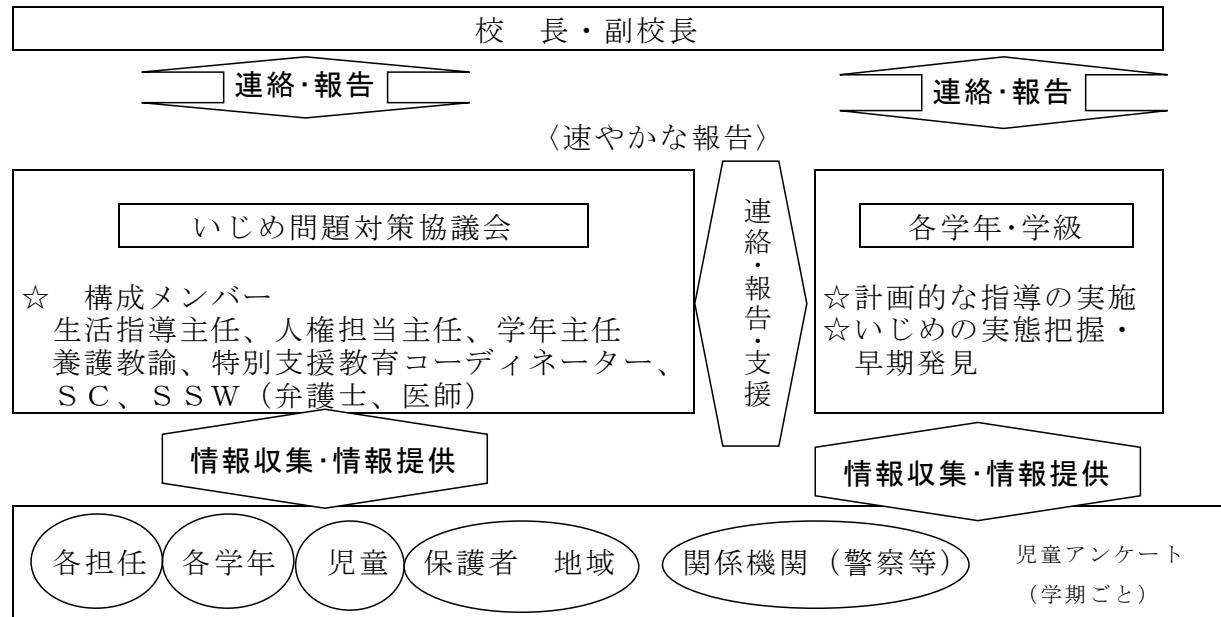
#### ②重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、市教育委員会に迅速に報告する。

#### ③重大事態の調査

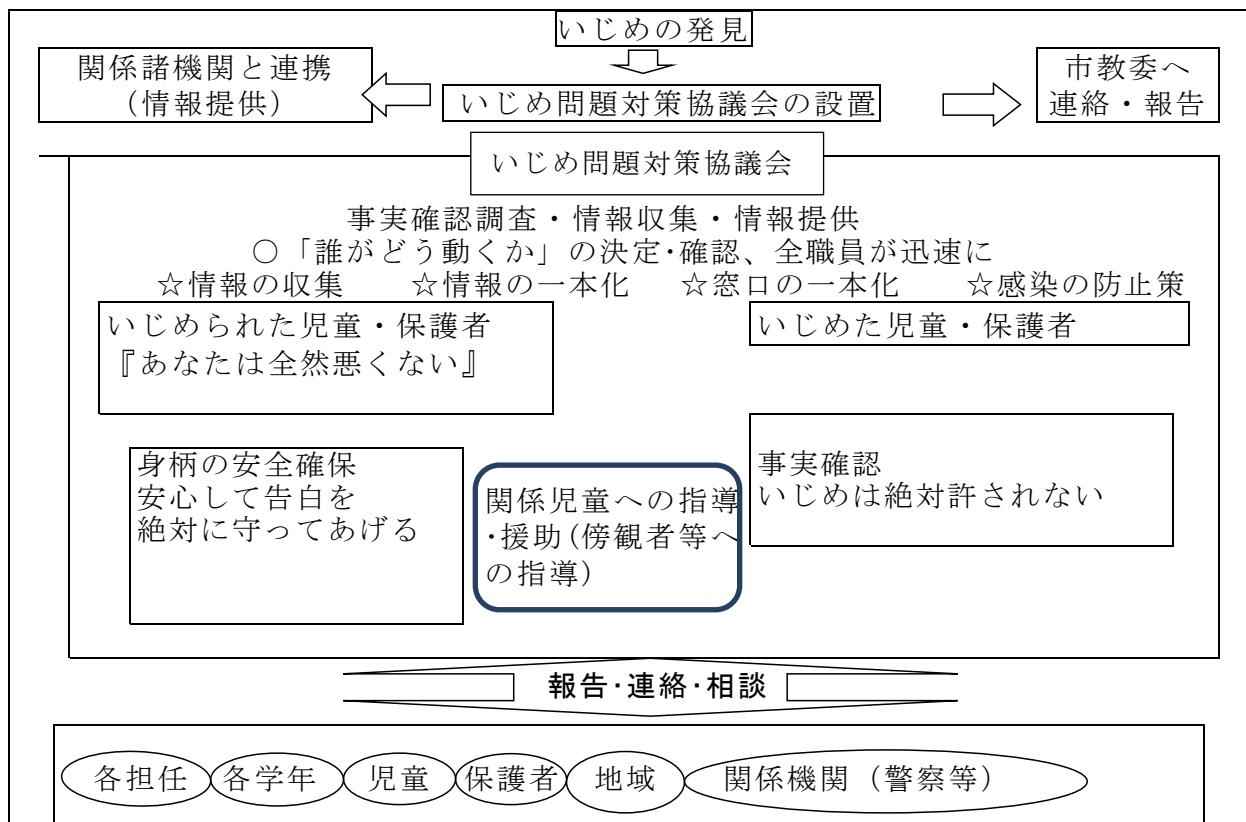
- ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、S C、スクールソーシャルワーカー（S W）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

## 第6 いじめ防止体制（平常時）



- ※ 「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

## 第7 いじめ防止体制（いじめ発生時）

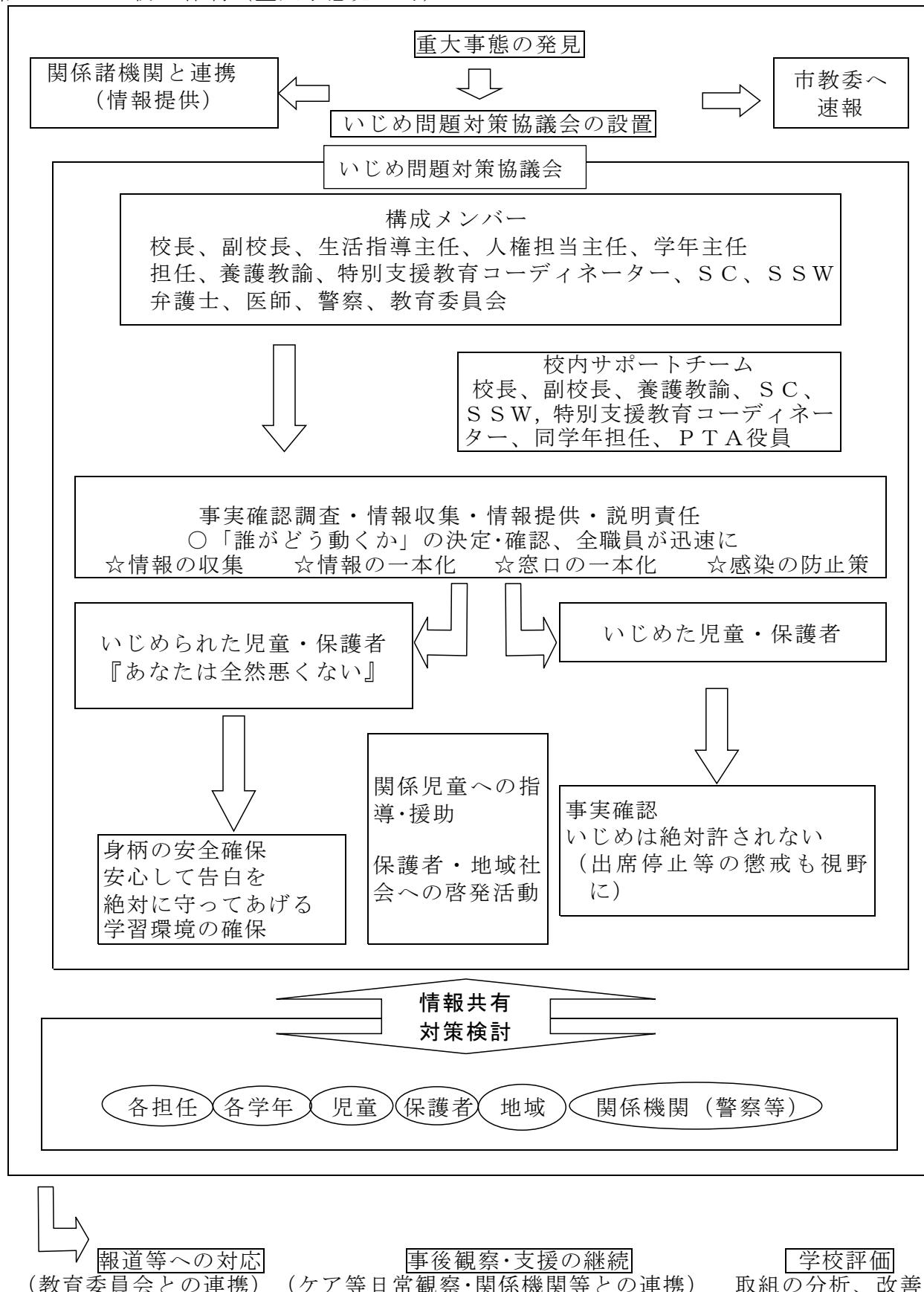


いじめの解消  
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続  
(日常観察・SC等との連携)

学校評価  
取組の分析、改善

## 第8 いじめ防止体制（重大事態発生時）



重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。